

# ○不破消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則

平成8年9月12日規則第1号

## 改定

平成26年5月1日規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(消防長に準ずる職)

**第2条** 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び総務課長とする。

(委員の長)

**第3条** 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

(委員の定数)

**第4条** 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は6人とする。

- 1 消防本部 2人
- 2 東消防署 2人
- 3 西消防署 2人

(委員の指名)

**第5条** 消防長は組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

**第6条** 委員の任期は、1年とする。ただし委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができる。ただし任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

(消防職員の意見の提出)

**第7条** 消防職員は、法第17条第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により委員会に意見を提出することができる。

(委員会の会議及び議事等)

**第8条** 委員の会議は毎年度一回開催することを常例とする。

2 委員会の会議は委員長が招集する。この場合において、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を委員に通知するものとする。

- 3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。
- 4 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができる。

(委員会の意見)

**第9条** 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(雑則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

**附 則** (平成8年規則第1号)

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 平成8年度において消防長が指名した委員は、第6条第1項本文の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。

**附 則** (平成26年規則第1号)

この規則は、交付の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

意見

提出者所属名	※ 年 月 日提出	※整理番号
提出者職氏名	※ 年 月 日提出	

<p>不破消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則第6条の規定により、意見を提出します。</p>	
件名	
区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利</li> <li>2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品</li> <li>3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</li> </ol>
現状	
意見の内容	

※印欄は空欄とすること。

※必要な資料があれば添付すること。

